

総合地球環境学研究所安全衛生委員会規則

平成 28 年 4 月 1 日 制 定
規則第 30 号
令和 6 年 4 月 1 日 最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 18 条の規定に基づき、職員の安全衛生に関する審議を行うため、総合地球環境学研究所安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 二 健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること
- 四 職員及び施設利用者（以下「職員等」という。）が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- 五 濃度基準値の設定物質について、職員等がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- 六 リスクアセスメントの結果に基づき研究所が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 七 濃度基準値設定物質について、職員等が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 八 前 7 号に掲げるもののほか、危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 管理部長
- 二 衛生管理者
- 三 産業医
- 四 総務課長
- 五 その他所長が必要と認めた者

2 前項第 1 号の委員以外の委員の半数については、職員の過半数を代表する者の推薦に

基づき所長が指名する。この場合において、前項第 2 号から第 4 号までの委員を含めて指名することができるものとする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第 6 条 委員会は、毎月 1 回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 総合地球環境学研究所安全衛生管理委員会規則（平成 22 年 2 月 23 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 9 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。